

平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算

平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,917千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成30年6月5日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	75,063	1,000	76,063
	1 一般会計繰入金	75,063	1,000	76,063
7	企業債	22,000	1,100	23,100
	1 企業債	22,000	1,100	23,100
	歳入合計	113,817	2,100	115,917

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	簡易水道費	106,008	2,100	108,108
	1 事業費	106,008	2,100	108,108
	歳 出 合 計	113,817	2,100	115,917

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
簡 易 水 道 業 事 業	22,000	証書借入	年3.0%以内 ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率	政府資金に ついては、そ の融資条件に よる。 銀行その他 の場合には、 その債権者と その都度協定 し記載する。 ただし、町 財政の都合に より据置期間 及び償還年限 を短縮し若し くは繰上償還 または低利債 に借り換えす ることができる。	23,100	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 繰入金	75,063	1,000	76,063
7 企業債	22,000	1,100	23,100
歳入合計	113,817	2,100	115,917

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 簡易水道費	106,008	2,100	108,108
歳 出 合 計	113,817	2,100	115,917

補正額の財源内訳			
特 定	財 源	一 般 財 源	
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
	1,100		1,000
0	1,100	0	1,000

2 歳 入

4 款 繰入金 1,000千円

1 項 一般会計繰入金 1,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 75,063	千円 1,000	千円 76,063
計	75,063	1,000	76,063

7 款 企業債 1,100千円

1 項 企業債 1,100千円

1 水道事業債	22,000	1,100	23,100
計	22,000	1,100	23,100

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	千円 1,000	一般会計繰入金	千円 1,000

1 簡易水道事業債	1,100	簡易水道事業債	1,100

3 歳 出

1 款 簡易水道費

2,100千円

1 項 事業費

2,100千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	千円 106,008	千円 2,100	千円 108,108	千円	千円 1,100	千円	千円 1,000
計	106,008	2,100	108,108	0	1,100	0	1,000

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	千円 2,100	水位計設置工事費 千円 2,100